

## 平成29年第3回士別市議会定例会会議録（第1号）

平成29年10月5日（木曜日）

午前10時00分開会

午後 2時11分散会

### 本日の会議事件

開会宣告

会議録署名議員の指名

諸般の報告

日程第 1 会期の決定について

日程第 2 報告第10号 専決処分の報告について

（平成29年度士別市一般会計補正予算（第6号））

日程第 3 報告第11号 健全化判断比率の報告について

報告第12号 資金不足比率の報告について

日程第 4 報告第13号 継続費精算報告書について

日程第 5 報告第14号 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価に関する報告について

日程第 6 議案第72号 士別市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第73号 士別市スキーリフト条例の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第74号 士別市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第75号 士別市農畜産物加工体験交流工房条例の一部を改正する条例について

日程第10 議案第76号 士別市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第77号 士別市立病院診療費等徴収条例の一部を改正する条例について

日程第11 議案第78号 北海道市町村職員退職手当組合格約の一部変更について

日程第12 議案第79号 平成29年度士別市一般会計補正予算（第7号）

日程第13 議案第80号 平成29年度士別市病院事業会計補正予算（第1号）

日程第14 報告第15号 総務産業常任委員会の所管事務調査の報告について

日程第15 報告第16号 文教厚生常任委員会の所管事務調査の報告について

日程第16 議案第81号 議員の派遣について

日程第17 選挙第 1号 士別市選挙管理委員及び補充員の選挙

- 日程第18 議案第82号 士別市公平委員会委員の選任について  
 日程第19 議案第83号 士別市固定資産評価審査委員会委員の選任について  
 日程第20 議案第84号 士別市教育委員会委員の任命について  
 日程第21 議案第85号 士別市教育委員会教育長の任命について  
 日程第22 議案第86号 士別市監査委員の選任について  
 日程第23 議案第87号 士別市副市長の選任について  
 散会宣告

出席議員（17名）

副議長	1番	谷口隆徳君	2番	喜多武彦君
	3番	大西陽君	4番	村上緑一君
	5番	渡辺英次君	6番	谷守君
	7番	松ヶ平哲幸君	8番	岡崎治夫君
	9番	国忠崇史君	10番	山居忠彰君
	11番	十河剛志君	12番	出合孝司君
	13番	遠山昭二君	14番	井上久嗣君
	15番	粥川章君	16番	斉藤昇君
議長	17番	丹正臣君		

出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
市立病院副院長	三好信之君	総務部長(併)選挙管理委員会事務局長	中峰寿彰君
市民部長	佐々木幸美君	保健福祉部長	田中寿幸君
経済部長	井出俊博君	建設水道部長	沼田浩光君
朝日総合支所長	法邑和浩君	市立病院事務局長	加藤浩美君
教育委員会会長	五十嵐紀子君	教育委員会会長	安川登志男君
教育委員会生涯学習部長	村上正俊君		
農業委員会会長	松川英一君	農業委員会事務局長	武田泰和君

---

監 査 委 員	吉 田 博 行 君	監 査 委 員 長	穴 田 義 文 君
---------	-----------	-----------	-----------

---

事務局出席者

議 会 事 務 局 長	浅 利 知 充 君	議 会 事 務 局 長	岡 崎 浩 章 君
議 会 事 務 局 幹 事 課 主 幹	前 畑 美 香 君	議 会 事 務 局 幹 事 課 主 幹	駒 井 靖 亮 君

---

(午前10時00分開会)

○議長(丹 正臣君) 平成29年第3回定例会が招集されましたところ、本日の出席議員は全員であります。

ただいまから開会いたします。

直ちに会議を開きます。

---

○議長(丹 正臣君) 本定例会の会議録署名議員には、9番 国忠崇史議員、10番 山居忠彰議員、11番 十河剛志議員を指名いたします。

---

○議長(丹 正臣君) ここで事務局長から諸般の報告をいたします。

○議会事務局長(浅利知充君) 御報告申し上げます。

本日の議事日程及び諸報告については、印刷の上、お手元に配付のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

以上で報告を終わります。

---

(朗読を経ないが掲載する)

1. 市長から送付された議案は次のとおりである。

報告第10号 専決処分の報告について(平成29年度士別市一般会計補正予算(第6号))

報告第11号 健全化判断比率の報告について

報告第12号 資金不足比率の報告について

報告第13号 継続費精算報告書について

議案第72号 士別市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第73号 士別市スキーリフト条例の一部を改正する条例について

議案第74号 士別市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第75号 士別市農畜産物加工体験交流工房条例の一部を改正する条例について

議案第76号 士別市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第77号 士別市立病院診療費等徴収条例の一部を改正する条例について

議案第78号 北海道市町村職員退職手当組合規約の一部変更について

議案第79号 平成29年度士別市一般会計補正予算(第7号)

議案第80号 平成29年度士別市病院事業会計補正予算(第1号)

議案第82号 士別市公平委員会委員の選任について

議案第83号 士別市固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第84号 士別市教育委員会委員の任命について

議案第85号 士別市教育委員会教育長の任命について

- 議案第86号 士別市監査委員の選任について
- 議案第87号 士別市副市長の選任について
- 認定第1号 平成28年度士別市一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第2号 平成28年度士別市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第3号 平成28年度士別市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第4号 平成28年度士別市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第5号 平成28年度士別市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第6号 平成28年度士別市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第7号 平成28年度士別市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第8号 平成28年度士別市水道事業会計決算認定について
- 認定第9号 平成28年度士別市病院事業会計決算認定について

2. 教育委員会から送付された報告は次のとおりである。

報告第14号 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価に関する報告について

3. 常任委員会から送付された調査経過及び結果の報告は次のとおりである。

報告第15号 総務産業常任委員会の所管事務調査の報告について

報告第16号 文教厚生常任委員会の所管事務調査の報告について

4. 議員から送付された議案は次のとおりである。

議案第81号 議員の派遣について

5. 監査委員から送付された報告は次のとおりである。

例月現金出納検査の結果に関する報告 4月、5月、6月、7月分

6. 意見書の処理結果は次のとおりである。

議決年月日	件 名	提出年月日	提 出 先
29. 6. 23	地方財政の充実・強化を求める意見書	29. 6. 23	内閣総理大臣 財務大臣 総務大臣 経済産業大臣 内閣官房長官 内閣府特命担当大臣 (経済財政政策担当) (地方創生・規制改革担当)
〃	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤解消と30人以下学級の実現、子どもの貧困解消など教育予算確保・拡充と就学保障の充実に向けた意見書	〃	内閣総理大臣 財務大臣 総務大臣 文部科学大臣 内閣府特命担当大臣 (地方創生担当) 衆議院議長 参議院議長

29. 6. 23	新たな高校教育に関する指針の見直しに関する意見書	29. 6. 23	北海道知事 北海道教育委員会 教 育 長
〃	特別支援学校の設置基準の策定及び特別支援学級の学級編制基準の改善を求める意見書	〃	内閣総理大臣 財務大臣 総務大臣 文部科学大臣 衆議院議長 参議院議長

7. 議員の派遣についての報告は次のとおりである。

(1) 宗谷本線活性化推進フォーラム

- イ. 派遣場所 名寄市民文化センター エンレイホール
- ロ. 派遣期間 平成29年8月30日
- ハ. 派遣議員 岡崎議員

(2) 意見交換会

- イ. 派遣場所 下表のとおり
- ロ. 派遣期間 下表のとおり
- ハ. 派遣議員 下表のとおり

派遣期間	派遣場所	派遣議員
29. 8. 23	上士別構造改善センター	谷口副議長、十河議員、喜多議員、粥川議員、国忠議員、村上議員
29. 8. 29	多寄研修センター	谷口副議長、井上議員、谷議員、斉藤議員、岡崎議員、出合議員
29. 8. 30	南町南栄自治会館	谷口副議長、十河議員、喜多議員、粥川議員、国忠議員、村上議員
	温根別出張所	渡辺議員、大西議員、遠山議員、山居議員
29. 9. 26	士別市民文化センター	丹議長、井上議員、谷議員、斉藤議員、山居議員、出合議員
29. 9. 29	武徳自治会館	丹議長、渡辺議員、大西議員、遠山議員、岡崎議員、松ヶ平議員

8. 本会議に出席する者は次のとおりである。

市 長	牧 野 勇 司	副 市 長	相 山 佳 則
市 立 病 院 副 院 長	三 好 信 之	総務部長(併) 選挙管理委員会 事務局 長	中 峰 寿 彰
市 民 部 長	佐々木 幸 美	保健福祉部長	田 中 寿 幸
経 済 部 長	井 出 俊 博	建設水道部長	沼 田 浩 光

朝日総合支所長	法 邑 和 浩	市 立 病 院 長	加 藤 浩 美
総務部次長兼 新庁舎準備室長 兼財政課長 (併)選挙管理 委員会事務局 次長	中 館 佳 嗣	総 務 部 長 総 合 企 画 室 長	東 川 晃 宏
市民部次長兼 環境生活課長兼 バイオマス資源 堆肥化施設長	千 葉 靖 紀	保 健 福 祉 部 こども・子育て 応援室長	平 岡 恵 子
保健福祉部 健康推進室長 兼地域包括支援 センター所長	米 谷 祐 子	経 済 部 次 長 兼 農 業 振 興 課 長	藪 中 晃 宏
経済部国営農地 再編推進室長 兼 参 事	三 上 正 洋	建 設 水 道 部 技 監 兼 土 木 管 理 課 長	工 藤 博 文
朝日総合支所 次長兼地域 住民課長 (併)生涯学習 部次長(併) 選挙管理委員会 事務局次長	長 南 広 基	会 計 室 長	遠 藤 陽 子
企 画 課 長	大 橋 雅 民	秘 書 広 報 課 長	岡 崎 忠 幸
総務課長兼 新庁舎準備室 参事(併)選挙 管理委員会 事務局選挙課長	青 木 伸 裕	総 務 課 参 事	清 水 孝 幸
財 政 課 参 事 兼 新 庁 舎 準 備 室 参 事	丸 徹 也	市 民 課 長	佐 藤 祐 希
環 境 セ ン タ ー 所 長	大 留 義 幸	税 務 課 長	古 川 敬
子 育 て 支 援 課 長	藪 中 洋 行	保 育 推 進 課 長	石 川 一 恵
保 育 推 進 課 参 事	東 川 由 美	保 育 推 進 課 参 事	石 川 美 由 紀
福 祉 課 長	川 原 広 幸	介 護 保 険 課 長	松ヶ平 久美子
いきいき健康 センター館長	菅 井 勉	保 健 福 祉 セ ン タ ー 所 長 兼 成 人 病 検 診 セ ン タ ー 所 長	増 田 晶 彦

農業振興課参事	林 秀 忠	商 工 労 働 観 光 課 長	徳 竹 貴 之
建 築 課 長 兼 新 庁 舎 準 備 室 参 事	佐々木 誠	建 築 課 参 事 兼 新 庁 舎 準 備 室 参 事	峯 垣 智 剛
施 設 維 持 セ ン タ ー 所 長	三 和 宏 光	上 下 水 道 課 長	寺 田 和 寛
上 下 水 道 課 参 事	山 下 正 明	経 済 建 設 課 長	岡 田 詔 彦
林 務 課 長	鶴 岡 明 浩	会 計 課 長	佐 藤 義 弘
市 立 病 院 事 務 局 経 営 管 理 課 長	池 田 亨	教 育 委 員 会 長	五 十 嵐 紀 子
教 育 委 員 会 長 兼 職 務 代 理 者	千 田 秀 昭	教 育 委 員 会 委 員	馬 場 千 晶
教 育 委 員 会 長	安 川 登 志 男	教 育 委 員 会 長 兼 生 涯 学 習 部 長	村 上 正 俊
教 育 委 員 会 次 長 兼 生 涯 学 習 部 次 長 兼 学 校 教 育 課 長	鴻 野 弘 志	教 育 委 員 会 長 兼 生 涯 学 習 部 次 長 兼 地 域 教 育 課 長 兼 朝 日 公 民 館 長 兼 あ さ ひ づ サ ン ラ イ ズ ホ ー ル 館 長	漢 幸 雄
教 育 委 員 会 里 長 兼 推 進 室 長	加 納 修	教 育 委 員 会 校 長 兼 士 別 東 高 等 学 校 事 務 長	四 ツ ・ 秀 和
教 育 委 員 会 食 堂 兼 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	高 木 健 史	教 育 委 員 会 兼 社 会 教 育 課 長 兼 つ く も 青 少 年 の 家 所 長 兼 博 物 館 長 兼 公 会 堂 展 示 館 長	武 山 鉄 也
教 育 委 員 会 長 兼 中 央 公 民 館 長 兼 市 民 文 化 セ ン タ ー 館 長	興 水 賢 治	教 育 委 員 会 長 兼 図 書 館 長 兼 生 涯 学 習 情 報 セ ン タ ー 所 長	岡 田 英 俊
教 育 委 員 会 長 兼 体 育 館 長 兼 ス ポ ー ツ 課 長 兼 交 流 館 長	坂 本 英 樹	教 育 委 員 会 里 長 兼 推 進 室 参 事	濱 田 納 睦
農 業 委 員 会 長	松 川 英 一	農 業 委 員 会 長 兼 職 務 代 理 者	飛 世 薫



農業委員 会 長 農 事 務 局 長	武 田 泰 和	農業委員 会 長 農 務 課 長	須 藤 友 章
監 査 委 員	吉 田 博 行	監 査 委 員 長 監 事 務 局 長	穴 田 義 文
監査委員事務 局 長 監 査 課 長	青 木 秀 敏		

9. 本会議の事務に従事する者は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	浅 利 知 充	議 会 事 務 局 長 議 務 課 長	岡 崎 浩 章
議 会 事 務 局 総 務 課 主 幹	前 畑 美 香	議 会 事 務 局 議 務 課 主 幹	駒 井 靖 亮

以上報告する。

平成29年10月5日

士別市議会議長 丹 正 臣

○議長（丹 正臣君） 議事に入る前に、市長より、市政を担当するに当たり市政執行についての基本的な所信の表明並びに行政報告をいたしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） おはようございます。

平成29年士別市議会第3回定例会に当たり、私の3期目の市政運営に係る所信の一端を申し述べる機会をいただき感謝申し上げます。

このたびの士別市長選挙におきまして、私は、市民の皆様の信託と各政党、団体の御推薦、御指示をいただき、引き続き向こう4年間、市政のかじ取り役を担わせていただくことになりました。

地方自治体を取り巻く状況は一層厳しさを増しており、当面する課題も多い中で、無投票という形で市政を預かることになった、その責任の重さを痛感し、身の引き締まる思いであります。

さて、私はこの2期8年間の活動の中で、一貫して持論である「この地の一人の声こそ原点」を基本に、できる限り地域や市民の輪の中に足を運び、市民の皆様との対話に努めてきました。

更に、意見や考えを集約し、一つの方向性を導き出していくため、互いの理解と尊重のもとでの調和を常に重んじ、市民の力、すなわち地域力の発揮を市民の輪と位置づけ、市政運営を進めてきました。

2期目においても、引き続きマニフェストに掲げた3つのまちづくりを柱に、各種施策を積極的に展開してきたところであり、やさしいまちの創造では、日中一時支援等の充実や地域資源を活用した学校教育の推進、北地区子どもセンターの実施設計に着手するなど、安心して子

育てができる環境づくりの充実や、愛郷心の醸成、子供の市政参画機会の拡大など、子育て日本一を目指した取り組みを進めてきました。

また、新たに組み入れた健康長寿日本一に向けては、高齢者福祉を更に充実するため、健康長寿推進室の設置のもと、介護予防事業や支え合い事業を初め、地区担当保健師制度の導入やいきいき健康センターの開設など、市民の皆さんの健康づくり活動を推し進めてきたところです。

たくましいまちの構築に向けては、多くの市民の意見を取り入れながら、つくも水郷公園の再開発や羊と雲の丘の再整備を進めてきたところであり、基幹産業の農業にかかわっては、引き続き国営農地再編整備事業の促進に努めるとともに、ICT農業の導入や農作業受託組織の設立、6次産業化に対する支援など持続的・発展的な農業・農村づくりを進めてきました。

更に、住宅の新築・改築に対する助成や店舗改修への助成の継続のほか、商店街の活性化や中小企業の経営安定に努めてきたところです。

また、新たに合宿の里推進室を設け、合宿の里から合宿の聖地を目指してステップアップ・プランに基づく取り組みや、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けてのホストタウン構想の推進にも努めてきました。

あたらしいまちの創造に向けては、本市の最大プロジェクトである環境センターの建設や合同墓の創設などのほか、公共施設マネジメント計画を策定し、市民参加によるまちづくり総合計画の策定にも着手するなど、新たな時代に向けての取り組みを進めてきました。

あわせて、まちづくり基本条例の基本原則である市民自治と情報共有の実践に努めてきたほか、女性の活躍推進や土別まちづくり塾など、次世代を担う人材の育成も図ってきたところです。

3期目の市政運営を進めていくに当たり、私は、変わらぬ情熱と柔軟な発想、一層のスピード感を持ってマニフェストの実現に全力投球していく決意です。

これまで、木を植えるための地盤づくりと木を植えて育て、たくさんの実をつけるための8年間でありました。これからの4年間はそれらをさらに成熟させ、新しい実をつくるための期間にする考えです。

私の政治姿勢や政治理念は、これまでと変わることなく、ガラス張りの市政、市民が主役の市政、市民党としての市政の推進を基本姿勢として、対話・調和・市民の輪をその理念としながら、まちを元気にするために邁進してまいります。

地方行政の向かうべき方向は、人口減少社会への対応の中で、いかに自主性と自律性を高め、健全な行財政の運営のもとに積極的な産業振興策を展開し、魅力と活力ある地域づくりを進めるかにあります。

こうした中で、多様な市民ニーズへの対応も求められますが、新たな発想のもと、高齢になっても生き生きと暮らすことのできる社会、子供たちが健やかに成長する社会、経済が活力に満ちた社会、そして全ての市民が安全・安心に生活する社会、そんな社会の実現を目指して、

引き続き、「まちを元気に！」を旗印に市政運営を進めてまいります。

まちを元気にしていくため、このたび私は市民の皆様との約束事として、引き続きやさしいまち、たくましいまち、そしてあたらしいまちの3つを柱とするまちづくりマニフェスト2017を示しました。

やさしいまちは、高齢者、子供、障害者、生活者など、全ての人にやさしいまちづくりを進めるという意志に立つものです。

たくましいまちは、屯田の開拓魂を受け継ぎ、どんな苦境や困難も乗り越えていくたくましいまちづくりを進めるという強い思いに立つものです。

あたらしいまちは、歴史や伝統を大切にしながらも、変化の大きい時代の流れに対応したあたらしいまちづくりを進めることが必要との考えに立つものです。

このマニフェストについては、市民や市議会の皆様からの御意見・御提言を聴取する中で、柔軟な発想と情熱、スピード感と実行力をもって、その実現に努力してまいります。あわせて、現在、策定作業を進めているまちづくり総合計画にしっかり盛り込みながら、その実現・実行を図ってまいります。

以下、マニフェストの各項目について、考え方を申し上げます。

最初に、1つ目の柱、やさしいまちの実現に向けて、まず、土別を健康長寿日本一のまちにしていく取り組みについてです。

我が国全体が世界に類を見ない超高齢社会となっている中で、本市の高齢化率も40%を目前にしており、約2.6人に1人は高齢者となっています。今後も少子高齢化と人口減少が進む中、生活様式の多様化や食生活、運動習慣など市民の健康を取り巻く環境の変化により、がん・心疾患・糖尿病などの生活習慣病が増え、これに伴って介護や医療を必要とする人の増加が懸念されることから、健康寿命を延ばす取り組みが今後ますます重要です。

このような中で、全ての市民が健康で安心して暮らしていくためには、地域における医療体制の確立が欠くことのできない重要な課題です。特に市立病院は、この地方の基幹病院として、急性期から慢性期医療を提供するとともに、救急病院としての役割も担っていますが、医療制度改革に伴う慢性的な医師不足や患者数の減少などの中で、積極的な対応が必要です。

その1つ目として、市民や関係団体、行政などのあらゆる主体がそれぞれの役割を担い、地域全体で健康長寿日本一を目指していくため（仮称）健康長寿推進条例を制定し、実践します。

2つ目として、昨年10月に開設したいいき健康センターにおいては、リハビリテーション職員を中心とした新たな介護予防事業を展開し、子供から高齢者まで多くの市民の交流拠点としての機能を高めるなど、さまざまな健康長寿活動の充実を図ります。

3つ目に、健康づくり活動の一つとして、全市民がスポーツの持つ意義や効果を理解し、生涯にわたって健康で心豊かに生活できるよう、市民のスポーツ実施率を他自治体と競うチャレンジデーに参加するなど、市民皆スポーツを推進します。

4つ目には、市内の各診療所などとの連携を更に深めるとともに、上川北部のセンター病院

である名寄市立総合病院との機能分担によって、市立病院を核とした地域医療体制の充実を図ります。また、経営形態を見直し、より自律的な経営ができる地方公営企業法の全部適用への移行を進めます。

5つ目として、高齢者が住みなれた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に受けられる地域包括ケアシステムの構築に向け、市立病院を中心に、保健福祉行政や施設関係職員とで構成する地域包括ケア会議の活性化を図り、医療と介護の連携を強化します。加えて、市立病院では、在宅復帰に向けた地域包括ケア病床の継続、訪問看護室のステーション化により、在宅医療ニーズの増加に対応します。

6つ目として、障害のある方々が住みなれた地域で安心して暮らしていけるよう、地域生活を支えるための拠点として基幹相談支援センターを設置し、専門的な相談支援や成年後見制度の利用支援を初め、権利擁護や虐待防止など支援体制の充実を図ります。

次に、士別を子育てで日本一のまちにしていく取り組みについてです。

これまでも、本市では次世代を担う子供たちの健やかな成長と、ふるさと士別を思う愛郷心を育む教育に取り組んできました。今後も引き続き、積極的な施策を展開するとともに、子供たちの思いが条文化された子どもの権利に関する条例の前文に掲げられている7つの願いを大切に、この願いを実現する取り組みが必要です。

また、更なる少子化の進行が懸念されている中で、安心して子供を産み育てられる環境づくりが求められています。

そこで、1つ目に、子どもの権利に関する条例に対する市民理解を深める取り組みを強化するとともに、子どもに関する行動計画に基づく各種施策を着実に推進します。

2つ目として、平成31年4月に開設予定の北地区子どもセンターについては、児童館や学童保育のほか、発達のおくれや障害のある児童の放課後等の安全・安心な居場所として、その機能を十分に発揮できるよう、施設と体制の整備を進めます。

3つ目として、保育所や幼稚園等の保育料の軽減やハッピーマタニティ事業を継続するとともに、更なる出生率向上に向け、多子世帯に対する経済的な負担軽減策等の充実、強化を図ります。

4つ目として、子供たちの健やかな成長と、子育て世代の経済的負担の軽減を図るため、助成内容を拡大し、中学生の通院についても医療費を無料化します。

5つ目として、引き続きこども夢トークや子ども議会を開催し、未来を担う子供たちの思いやまちづくりへの夢と希望を聞き、意見交換をしながら、子供たちの市政への参画と愛郷心の醸成を図ります。

6つ目として、本市の基幹産業である農業について実践を通して学び、理解を深める農業学習を充実して実施するほか、食を通じて自然の恵みや地域の産業を理解することを目的に、地元の農畜産物や旬の食材を使用したふるさと給食を実施します。

次に2つ目の柱、たくましいまちの実現に向けて、まず、個性あるまち日本一としての取り

組みについてです。

本市では、これまで積雪寒冷や豊かな自然など、さまざまな地域特性や社会資源を生かし、合宿の里、水とみどりの里、自動車等試験研究のまち、そしてサフォークランドをまちの個性として取り組みを進めてきました。これらは、長い歴史と多くの先輩などの努力と熱意によって築き上げられてきたものであり、長年にわたって培われてきたこれらの個性を今後とも継承・発展させていくことは、本市のイメージに直結するまちの顔づくりであるとともに、新たな活力の創造につながる重要なことと考えています。

そこで、1つ目として、羊のまちサフォークランド士別が、官民一体で35年に及ぶ運動として定着してきた経過を踏まえ、羊と雲の丘における食や体験などによる観光プログラムの充実のほか、サフォーク種羊の優良種の確保、安定的な供給体制の確立、計画的な増頭、羊舎や研修関連施設の整備など、めん羊振興事業の推進を図ります。

2つ目として、これまで積み重ねてきた人脈や各団体とのつながりを大切にするとともに、他自治体や市内の関係団体との連携も図りながら、地方創生総合戦略の合宿の聖地創造に向け、各種事業を推進します。

3つ目として、2020東京オリンピック・パラリンピックに伴い、昨年1月に登録を受けたホストタウンの推進に向けて、台湾との人的・経済的・文化的な相互交流を通じた地域の活性化を図るため、更に着実に取り組みを進めます。

特に本年は、1市3町の首長訪問、ウエイトリフティング包括的交流協定の締結、国立台湾師範大学ウエイトリフティング部や台湾大学陸上部の合宿の実現など、大きな進展もありました。また、秋には、士別東高校が修学旅行で訪台するところであり、今後も日台親善協会との連携のもと、スポーツを初め教育・文化・経済面でも交流を進め、地域の活性化を目指します。

4つ目として、環境の保全や創造に関する取り組みを総合的に推進するため、市民や事業者、各種団体等との連携のもと、本年3月に定めた環境基本計画を着実に推進するとともに、環境センターを拠点とした環境教育、学習活動等を通じ、将来にわたって良好な環境づくりに努めます。

5つ目として、本市の地域資源である道立自然公園「天塩岳」や北海道遺産「天塩川」など、自然あふれる水とみどりの里としての豊かな環境を生かし、観光資源として幅広く活用するとともに、積極的な情報発信のもと、地域のブランド化と交流人口の拡大を図るため、天塩岳・天塩川魅力発信プロジェクトを展開します。

あわせて、天塩川との関わりが深い松浦武四郎の偉業や足跡を振り返り、生誕200年と北海道150年を契機として、この流域を広くPRする気運の醸成を図ります。

6つ目として、トヨタ自動車を初め、多くの自動車関連企業の試験研究や創業82年となる日甜士別製糖所がもたらす地域経済への波及効果などを踏まえ、立地企業との連携を更に強化し、地域の振興を図ります。特に、トヨタ工業学園の合宿研修などの受け入れの継続や、子供たちを初め多くの市民が視察や学びを得る機会の拡大に努めます。

次に、足腰の強い地域産業を確立する取り組みについてです。

本市では、肥沃な大地と天塩川の恵みのもとで、水稲・畑作・野菜・酪農畜産のバランスのとれた農業が展開されており、地域経済を支える基幹産業として発展してきました。今後とも農業・農村が安定的かつ先進的に発展していくためには、ICTを活用した未来型の農業やGAPなどに代表される付加価値の高い作物を生産するなど、より競争力を高め、将来を展望できる農業環境づくりが必要です。

一方、商業や工業、建設業など、本市の経済と市民の暮らしを支える各産業にあつては、中小企業振興条例や市内経済を下支えする助成事業などの実施により、地域経済の振興と発展を図るとともに、地産地消によって地域経済の好循環を生み出していかなければなりません。

そこで、1つ目として、中心市街地が地域の文化・伝統・歴史が集積するまちの顔であることを踏まえ、関係機関、団体の連携のもと、消費者の利便性や中心市街地を訪れる人たちの交流の場として（仮称）街なか交流プラザを整備し、魅力と活気にあふれる、にぎわいのある中心市街地の創出を推進します。

2つ目として、地方創生総合戦略の重点プロジェクトの一つである「がんばる農業農村づくり」でのICT導入の推進やトヨタ豊作計画の導入などによる農業経営の改善を初め、農業・農村の維持・発展に向けて、後継者の確保や女性の活躍も図りながら、農業未来都市の創造を目指します。

3つ目として、産業フェアを初めとする各種イベントでの地場産品への理解拡大やPRなど、地産地消を図るとともに、農業・林業・商業・工業・消費者が連携する全市的なまちづくり運動として「ラブ土別・バイ土別運動」を推進し、地域への誇りと愛着の醸成や地場産業の振興を図ります。

4つ目として、急速な技術革新や時代のニーズに対応し得る研修事業や若年者の地元雇用とUターン等労働者の雇用に向けた支援事業など、地域産業の振興に向けた人材の確保・育成に努めます。

また、不足している介護従事者などを確保するため、現在実施している事業を検証し、新たな支援制度の構築を図ります。

5つ目として、1市3町の着地型観光推進協議会の牽引役として、地域の観光資源の磨き上げに努めるとともに、観光情報の発信や着地型周遊観光ルートの策定など、着地型観光を積極的に推進します。

6つ目として、住宅の新築・改修及び店舗改修の各種助成事業については、市民の住環境の改善・充実はもとより、これまで平成28年度末1,363件、4億円を助成し、事業総額51億円となるなど、建設業を初めとして広く市内経済の活性化に寄与していることから、内容を検証するとともに助成を継続します。

最後、3つ目の柱、あらたしいまちの実現に向けて、まず、地域力の発揮による次代を見据えたまちづくりについてです。

まちづくりの理念に地域力を掲げて10年が経過します。自治のあり方にも変化が生じていますが、本市ではまちづくり基本条例の制定など、これまで以上に市民による主体的な地域づくり運動の展開や市政への参画が進んでいます。今後のまちづくりに当たっては、市民力、民間力などの発揮と行政の連携のもとに、さまざまな主体の力を融合させたまちづくりを進めていく必要があります。

そこで、1つ目として、市政情報の発信を初め、地域政策懇談会や地域担当職員の活動によって、市民と行政とのつながりを深めるとともに、市民・議会・行政との連携・協力のもとに情報共有と市民自治を基本原則とするまちづくり基本条例の実践に努めます。

2つ目として、災害時の被害を最小化する減災の考え方や、みずからの地域はみずからで守るという精神のもとに、防災対策における自助、共助、公助の仕組みづくりを進めるとともに、ハザードマップの見直しや防災情報の提供、防災訓練などの活動を通じ、自治会や事業所等における自主防災組織体制の整備・育成に努めます。

3つ目として、地域力の発揮に欠かせない地域コミュニティの強化に向け、自治連とともに自治会組織のあり方や再編について検討を進めながら、地域組織の育成と活性化を図ります。

また、まちづくり総合計画にかかわって策定を進めてきた地区別計画については、それぞれの地区での市民の主体的な実践に期待するとともに、行政として必要な支援や取り組みを進めます。

4つ目として、人と大地が躍動するすこやかなまちを目指す市民憲章や、交通安全、健康・スポーツ、非核平和、暴力追放・防犯の4つの都市宣言を踏まえ、啓発活動を通じて、その思いや願いの浸透を図るとともに実践に努めます。

5つ目として、行政の究極の目的は人づくりであり、近年、各分野における若者たちの胎動を強く感じています。今後のまちづくりを担う青年や女性を中心となり、集い、学習する機会を提供するとともに、若い世代のネットワークを構築しながら、学ぶことのできる場としてまちづくり塾を継続し、士別の将来を担う人材の育成に努めます。

6つ目として、男女共同参画社会の実現に向けて、平等意識やワーク・ライフ・バランスの考え方の普及・啓発を初め、さまざまな場面での女性の活躍機会の拡大など、男女共同参画推進条例に基づく行動計画の実践に努めます。

次に、新たな時代に向けての取り組みについてです。

これまで以上に、社会情勢の変化が早い今日、地方自治体の行政運営は直面する問題への適切な対応が求められるとともに、中長期的な将来を見据えた取り組みが一層必要となっています。私はこの間、10年先に立って今を見るという先見力を私自身はもとより、職員にも必要との考えで政策づくりを進めてきました。

あわせて、効率的な行財政運営や職員の人材育成、機能的な組織機構の構築などについても、確たる方針と柔軟性のある対応が必要です。

そこで、1つ目に、次期の総合計画であるまちづくり総合計画に当たっては、士別市振興審

議会や検討市民委員会など、多くの市民の参画のもとで策定を進めるとともに、市長任期との連動性やマニフェストの実行計画への位置づけなど、新たな時代に即した計画とします。

2つ目として、本庁舎の整備に向けては、防災拠点としての機能が発揮できるよう、体制の拡充と合わせた整備を進めるとともに、窓口機能の集約化やコンパクトで利用しやすく、市民に親しまれるコミュニティ庁舎づくりを進めます。

3つ目として、JR土別駅の改修と駅前空間の再整備については、交通結節点機能を発揮させるとともに、コンビニエンスストア、多目的スペースなどの機能を持たせ、利便性や快適性のある駅舎となるよう、JR北海道との連携のもとに整備を進めます。

4つ目として、JRやバス、タクシーなどの公共交通については、持続的で利便性と効率性のある体系の確立に向けて、宗谷本線活性化推進協議会を中心とした取り組みを進めます。また、地域公共交通活性化協議会での協議を踏まえ、新たに地域公共交通網形成計画を策定します。

あわせて、北海道縦貫自動車道、土別剣淵・名寄間の早期整備と利便性の向上に向けて、期成会等を通じた要請活動を展開します。

5つ目として、姉妹都市のゴールバーン・マルワリー市とは平成31年に友好都市、友好都市の愛知県みよし市とは平成32年に、それぞれ提携から20年目の節目の年を迎えるところであり、これを契機に一層交流を深めます。また、絆協定に基づく川内村との連携や台湾を初めとするアジア圏との交流についても、市民レベルでの活動の展開を図り、子供たちを初めとする多くの市民が、異文化や多様な考えなどに触れる機会づくりを進めます。

6つ目として、私のマニフェストはもとより、総合計画を着実に推進・実行していく上で不可欠な財政基盤の強化に向けて、コスト意識に立った事業展開や公共施設マネジメントの着実な推進に努めるとともに、よりよい市民サービスの提供に向けて、民間活力の導入や民間力との連携、機能的な組織機構など、新たな視点での行財政改革を推進します。

次に、国や道に対しての提案活動についてです。

まず、てん菜については、北海道てん菜振興自治体連絡協議会に加盟する、本市を含む道内84自治体との連携のもと、作付面積の確保と糖業者の安定操業に資する要請活動を展開します。

また、上士別地区の国営農地再編整備事業や中士別地区の道営土地改良事業の着実かつ積極的な推進に向けて、国や道を初め、関係機関に働きかけてまいります。

このほか、朝日水力発電所の実現に向けては、再生可能エネルギーモデル事業への位置づけも展望し、長期的な視点での取り組みを進めます。また、道道士別滝の上線朝日市街地の改修については、早期完成を目指して北海道に働きかけてまいります。

以上、私の3期目の市政運営に当たっての基本的な考え方を申し述べさせていただきました。冒頭にも申し上げましたとおり、私はガラス張りの市政、市民が主役の市政、市民党としての市政を政治姿勢として、元気なまちをつくるため、全力でチャレンジしてまいります。

また、市政は、市民のために、市民がすることが基本であり、まちづくりは、市民の限り



ない英知と力を結集した地域力によって進められることは論を待ちません。市民があらゆる場面で主役であることを基本に、行政と議会が両輪となり、市民・議会・行政の三者の連携のもとに、まちづくりを進めていくことが必要です。

そのためにも、座して待つのではなく、積極的に市民の輪の中に入り、対話・調和・市民の輪の3つの「わ」を基本姿勢に、スピード感を持って行動します。

私は、ジョン・F・ケネディ元アメリカ大統領が残した「国があなたのために何をしてくれるのかを問うことなかれ、自分が国のために何ができるかを問おうではないか」という言葉に、自治の本質を感じています。

急速な少子高齢化や経済の低迷など、地方自治体を取り巻く状況は厳しさを増している中、困難なときこそ、進化のチャンスとの視点で、官・民連携、政策連携、広域連携の3つをキーワードに前進してまいります。

今後とも多くの皆さんの参画のもとに、市民・地域全体として真に望ましい施策や事業の推進に努めるとともに、多くの人々の先見力・発想力・企画力・発信力・実行力を結集し、市民総意でまちづくりを進めていくことが士別市の未来につながるものと確信しています。

どうか、議員各位並びに市民の皆様には、ともに元気な士別市をつくり、次世代へと引き継いでいくため、英知と力を結集していただきますよう切にお願い申し上げ、私の市長3期目に当たっての所信といたします。（降壇）

---

○議長（丹 正臣君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） 私からは、当面する諸般の行政報告をいたします。

報告に入ります前に、私事になりますけれども喉を痛めておりますので、お聞きづらい点、多々あるかと思っておりますけれども、御理解をいただきたいと思っております。

初めに、災害などへの対応についてです。

全国各地で大きな被害をもたらした台風18号が北海道に上陸した9月18日には、本市でも災害対策本部を設置し、その対応に当たりました。万一に備え、防災行政無線や広報車による注意喚起のお知らせなどを初め、市内5カ所に避難所を開設し、1名の自主避難を受け入れました。結果的に、強風によって車庫の倒壊や納屋の屋根の破損があったほか、数カ所で倒木があったものの、幸いにして人的被害や農作物への被害はありませんでした。

こうした中、27日には、自治会や関係機関などとの連携のもと、地震を想定した総合防災訓練を実施し、自主防災組織などにおける情報伝達訓練や避難訓練、気象に関する講演会なども開催したところです。

一方、市民の安全・安心にかかわっては、的確な情報伝達が重要であることから、防災行政無線のほか、これまでのホームページやさほっちメーるに加え、9月1日からは、SNSの一つであるLINEの活用も開始しました。また、先日の北朝鮮のミサイル発射に伴っては、これらの一部を活用しており、稼働に問題がないことを確認したところですが、今後も適宜点

検を行うなど、万全を期してまいります。

次に、農作物の状況についてです。

農作物の生育状況は、春先からの低温と日照不足により、総じて遅れぎみで推移してきましたが、その後は天候も回復し、全般的に平年並みとなっています。

水稻は、6月の低温により分けつが進まず、平年より6日程度生育が遅れているものの、収量については平年並みが見込まれており、収穫作業も終盤を迎えております。秋まき小麦は、昨年の早い積雪によって雪腐れ病の被害を受け、品質と収量が低下しましたが、春まき小麦は平年並みとなりました。寒冷地作物のうち、バレイショは若干の小玉傾向にありますが、てん菜は非常によい生育状況となっております。

このような中、多くの作物の収穫作業も後半を迎えており、出来秋に期待しているところで

す。

次に、有害鳥獣防止対策についてです。

本年は、ヒグマの目撃情報が例年よりも多く寄せられており、捕獲頭数も既に32頭となっております。特に、朝日地区においては市街地周辺や岩尾内キャンプ場付近など、人が活動するエリアにも多く出没しています。

現在、猟友会による巡回や駆除、箱わなの増設など、捕獲体制を強化するとともに、注意看板の設置や小・中学校を通じた注意喚起などにも努めているところです。

アライグマについては、これまで目撃情報や農作物被害の報告が多かった朝日地区に加え、上士別地区や中央市街地など生息範囲の拡大も見られる中で、既に50頭を捕獲しており、引き続き対策を進めてまいります。

また、エゾシカについては、9月末現在で前年並みの530頭を捕獲しております。本年4月から稼働を開始した有害鳥獣等一時保管施設については、順調に運営をしているところです。

次に、市立病院の運営状況についてです。

本年度は、本年3月に見直した新経営改革プランに基づいた病院運営を進めており、病棟体制が安定したこともあって、8月末までの入院患者数は、前年同期に比べて、一般病床で4.1%、療養病床で2.9%増となり、入院収益では6,700万円の増となりました。一方、外来患者数は引き続き減少傾向となっており、1.8%減となりましたが、1人当たり単価の伸びもあり、収益としては前年度を1,500万円上回る状況にあります。

今後も、患者動向を注視しながら、経費節減などの経営改善に努めてまいります。

次に、JR北海道の路線維持問題についてです。

宗谷本線の路線存続に向けては、宗谷本線活性化推進協議会を中心に、対応についての協議と具体的な取り組みを進めているところであり、利用実態把握のため、沿線自治体による利用者アンケートを6月29日と8月8日に一斉に実施したほか、JRを初めとする公共交通の現状について、広報紙でお知らせしました。

今後も沿線自治体の連携・協力のもと、路線維持に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、イベント関係についてです。

本年は、例年より1カ月早い6月25日の岩尾内湖水まつりを皮切りに、天塩川源流まつりが開催されました。湖水まつりでは、子供向けのアトラクションやヤマベの塩焼きブース、本市出身者によるマジックショーなど多彩な催しが企画され、朝から雨が降り続くあいにくの天候にもかかわらず、多くの家族連れでにぎわいました。

8月13日には、千人踊りや川舟みこしなどの天塩川パレードと飲み食い天国、14日には納涼花火大会が開催され、多くの市民やお盆で帰省された方々が、夏のひとときを楽しみました。

7月2日には、2年ぶり4回目となる土別ビートまつりが開催され、雨の中、およそ3,500人の来場があり、盛会のうちに終了しました。

このほか7月16日に開催された第3回地方創生モーターショーには、全道各地から集まった多くの展示車両を見学するため、市内外からマニアを初めとする多くの人々が来場しました。また、8月20日の第11回羊まつりでは、さほっちファミリーやひつじのショーのキャラクターも登場し、家族連れなど大勢の人々が楽しいひとときを過ごしました。

8月27日には、土別市産業フェアが開催され、好天のもと昨年を上回る来場者が、見て、食べて、体験するイベントを満喫しました。例年にぎわう地元農産物の販売や技能士による製品販売、地元食材によるさまざまな調理メニュー、みよし市や川内村のコーナーが人気を博し、増設したバーベキュー用のテントのもと、家族連れなどが長時間にわたって楽しむ様子が見られました。このほか、さっぽろ土別ふるさと会の皆さんを初めとする本市出身者にも多数の参加をいただき、イベントに花を添えていただきました。

また、朝日地区においても、民間力を主体とするイベントが開催され、9月3日のあさひじやんじゃんジュビリー、16日の復活！朝日町商店街とともに、晴天に恵まれる中、多くの来場者でにぎわいました。特に、復活！朝日町商店街は道道の一部を歩行者天国化するとともに、人気芸人によるステージもあり、かつてのにぎわいを上回るイベントとなりました。

次に、友好都市などとの交流についてです。

友好都市・みよし市との交流では、鈴木副市長を初めとする方々の産業フェアへの参加のほか、7月には文化協会、9月にはママさんバレーの皆さんが来市され、それぞれ本市の関係団体などと交流を深めました。

また、例年同様、夏休み期間中には、小学生派遣団・野球少年団・サッカー少年団の100名を超える子供たちが来市しました。恒例となっているこれらの相互派遣は、本市の子供たちも非常に楽しみにしているところであり、家族や指導者も含め大いに交流を深めました。

川内村からは、今年も川内村小学校の児童が「土別にコラッセ夏学校」に参加し、南小学校での授業や老人クラブ連合会との交流などで、本市での夏を楽しみました。

また、今年は産業フェアに合わせて、村議会議員全員が来市し、友好のきずなを深められました。

ゴールバーン・マルワリー市との交流においては、高校生6名と引率教諭が、7月に短期留

学研修で来市し、ホームステイのもと、翔雲高校と東高校での授業やみこしを担ぐなどの日本文化を体験したほか、国際交流協会主催の歓迎会などで多くの市民と交流を深めました。

更に、新たな国際交流として、7月19日から22日にかけては、土別地域日台親善協会の役員と私や職員が台湾を訪問し、民間レベルでの文化・経済交流の実現に向け、現地店舗での実地調査や協議などを行ってきたところであります。

このほか、8月上旬には、ベトナムや台湾からのサッカー少年を受け入れ、本市の子供たちはもとより、みよし市や裾野市の子供たちとサッカーを通じた国際交流活動が展開されました。

次に、誘致企業との連携についてです。

今年も、トヨタ工業学園高等部・専門部、トヨタ東日本学園の合宿研修を受け入れ、総勢250名を超える生徒が、農業体験や土別試験場での研修を通して、安全・安心で高い品質の農産物や製品をお客様に届けることの大切さを学びました。

このほか、羊と雲の丘での環境整備や福祉施設での奉仕作業なども実施いただいたところであり、市からは羊皮紙の感謝状を贈呈したところです。

また、ヤマハ発動機には、今年も産業フェアにおいて、本市での試験研究のもとに誕生したROV車両や除雪機を展示していただきました。

次に、日本ハムファイターズとの連携についてです。

8月12日に予定されていたイースタン・リーグ公式戦は、残念ながら雨のため中止となりましたが、選手との握手会が急遽開催され、市民はもとより遠方から訪れた多くのファンは、間近で選手たちと触れ合うことができました。

また、8月15日から17日には、小学6年生を対象にキッズサマーキャンプが本市で開催され、市内や近郊はもとより、道内各地から46名の球児が参加し、プロの指導を受けました。このキャンプには、過日、全日本代表監督に就任した稲葉篤紀さんがサプライズ企画としてコーチを務められ、子供たちにとってはより印象深い強化合宿となりました。

次に、スポーツイベントについてです。

今年のディスタンスチャレンジ土別大会は7月2日に開催され、天候にも恵まれる好条件のもと、国内一線級のランナーが自己記録を更新する大会となりました。

7月23日に開催したハーフマラソン大会では、リオ・オリンピック日本代表の塩尻和也選手や高見澤安珠選手など17名の招待選手、合宿中の福士加代子選手を初め、実業団や大学など著名な選手が数多く参加し、熱いレースが繰り広げられました。

男子は、トヨタ自動車の早川翼選手が大会記録に迫る好記録で激戦を制し、女子はワコールの一山麻緒選手が優勝しました。

また、この大会の関連事業として開催している講演会では、3年ぶりに順天堂大学医学部の奥村康先生を講師にお迎えし「心の動きと免疫」をテーマにユーモアあふれる講演をいただきました。

三望台シャンツェでは、今年も7月のサマージャンプ3連戦を皮切りに、コンバインド大会

やジュニア大会を開催し、高梨沙羅選手や伊藤有希選手、加藤太平選手を初めとする有力選手のほか、次世代を担う多くの選手が世界に向けてのシーズンのスタートを切りました。

次に、合宿の受け入れとホストタウンの推進についてです。

来年の冬季平昌オリンピック、そして3年後の東京オリンピック・パラリンピック開催に向けて、各競技団体が一層の競技力向上を図っている中で、今年も多くの常連チーム・選手が合宿に訪れています。

3年連続となるウエイトリフティングナショナルチームの合宿のほか、新たに陸上競技ではNTNや九電工、ホクレンなど、トライアスロンでは、トヨタ車体、ウエイトリフティングでは三重県など3県の国体選抜チームが合宿入りしました。スキージャンプでは、3年ぶりとなる中国吉林省のチームなども迎え入れたところです。

また、特に、東京オリンピック・パラリンピックのホストタウンとして、台湾ウエイトリフティング協会と締結した協定のもと、7月下旬から8月上旬にかけては、台湾師範大学ウエイトリフティング部から4名の選手を受け入れたところであり、更に9月には台湾大学陸上競技部の選手14名を受け入れ、日本実業団連合の酒井強化委員長や富士通の佐久間監督からの指導協力も得るなど、充実した内容で合宿していただきました。

このような中で、特にウエイトリフティングでは、来市した選手たちに、この地方の文化にも触れていただいた一方、地元の中・高生がよい刺激を受ける機会にもなり、全国中学生大会で、4個のメダルと2つの日本中学新記録の成果を残すなどの効果も生まれたところです。

台湾の選手や指導者の感想として、士別のスポーツ環境や市民の優しさなどに対して、好印象を抱いたとのことであり、今後の合宿や交流活動に期待しているところです。

次に、天塩岳・天塩川魅力発信プロジェクトについてです。

本市の水道水をボトリングした士別の水は、株式会社翠月が販売元となり、6月30日から市内で販売を開始し、各種イベントや市外来訪者の出席する会議などで広く活用されています。

また、天サイダーについては、翔雲高校ビジネス科の生徒が販売促進のため、マーケティング調査や活用メニューの開発を進めてきたところであり、ビートまつりでは、士別産木イチゴジャムやヨーグルトを調合したメニューの試作品が来場者に提供され、好評を博したところです。

次に、地域おこし協力隊についてです。

羊の飼養やサフォークランドとしてのPR活動に向け、これまで2名の協力隊員が活動していましたが、9月から新たに寺西優太さんと加藤純規さんの2名が協力隊員として活動を開始しました。4名体制となった中で、関係団体との連携のもとに、それぞれの目標の達成に向けての支援と、本市のまちづくりに大きな力となる人材の育成に努めてまいります。

次に、本庁舎の整備についてです。

本庁舎改築工事に当たっては、分担施工の異業種特定建設共同企業体、いわゆる乙型JVによる設計施工一括方式を採用するとともに、総合評価方式による入札を実施してきました。

6月の入札公告後、参加企業体からの技術提案等について、外部有識者2名を含む6名の評価選定委員会で審査・評価を行った結果、清水・宮武・フジヤ異業種特定建設共同企業体を落札者として決定し、9月5日には仮契約を締結、去る9月22日の第4回市議会臨時会で本契約の議決をいただいたところです。

今回の企業体は、8者の構成員中、7者の地元企業が元請として参入しており、更に資材の調達やさまざまな形での地域貢献活動の提案も示されております。当面においては、来年8月の本体工事着工に向け、実施設計を進める中で、引き続き利用しやすく親しまれるコミュニティ庁舎を目指し、市民ワークショップの開催のもと、事業の着実な推進に努めてまいります。

最後に、公共工事の執行状況についてです。

本年度の工事発注については、補正予算による追加工事を含め199件、約53億2,000万円を予定したところであり、この9月末までの発注状況としては、士別市本庁舎（市庁舎）改築工事を初め、北地区子どもセンター建築主体工事、つくも水郷公園施設更新工事など、予定件数の約7割、146件の発注を終え、その発注総額は約45億8,900万円、平均落札率は96.62%となっています。

今後予定している主な工事は、多寄中学校屋体吊り天井改修工事、西広通道路舗装工事などであり、これらについても順次計画的に発注してまいります。

以上、申し上げます、行政報告とさせていただきます。（降壇）

---

○議長（丹 正臣君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、会期の決定についてを議題に供します。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から10月27日までの23日間と決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） 御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から10月27日までの23日間と決定いたしました。

---

○議長（丹 正臣君） 次に、日程第2、報告第10号 専決処分の報告についてを議題に供します。提案者の説明を求めます。相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） ただいま議題となりました報告第10号 平成29年度士別市一般会計補正予算（第6号）の専決処分について、その内容を御説明申し上げます。

先月28日招集された第194回臨時国会において、安倍総理大臣が衆議院を解散したことにより、今月10日公示、22日投票の日程で衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査が実施されることになりました。

衆議院の解散に当たっては、速やかに選挙事務の実施に備えるため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、事務経費等1,460万円の予算措置を衆議院解散表明があった翌日の9月

26日付で専決処分した次第です。

なお、これに要する財源としては、道支出金の特定財源をもって収支の均衡を図るものです。  
よろしく御審議のほどお願い申し上げます。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） 御異議なしと認めます。

よって、報告第10号は原案のとおり承認と決定いたしました。

---

○議長（丹 正臣君） 次に、日程第3、報告第11号 健全化判断比率の報告について及び報告第12号 資金不足比率の報告について、以上2案件を一括議題に供します。

提案者の説明を求めます。相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） ただいま議題となりました報告第11号 健全化判断比率並びに報告第12号 資金不足比率の報告について、関連がありますので、一括して御説明申し上げます。

平成28年度士別市一般会計並びに各特別会計及び企業会計等の決算に伴う健全化判断比率等については、出納閉鎖後に算定を行い、7月21日、監査委員の審査に付したところ、9月19日、いずれも適正に作成されているとの御意見をいただきました。

まず、報告第11号の健全化判断比率について申し上げます。

初めに、実質赤字比率については、一般会計の決算が黒字のため算定されません。

なお、本市の場合、28年度では、標準財政規模の13.37%に相当する約13億1,000万円を超える赤字が発生した場合、自主的な財政再建の取り組みが求められる早期健全化団体となり、同じく標準財政規模の20%に相当する約19億6,000万円の赤字で国の管理下に置かれる財政再生団体となります。

次に、一般会計に特別会計、企業会計を含めた連結実質赤字比率については、各会計とも赤字が発生しておらず、全会計を通じた決算で黒字となりましたので算定されません。

また、この比率における早期健全化団体基準については、標準財政規模の18.37%に相当する約18億円、財政再生団体は30%に相当する約29億4,000万円の赤字が生じた場合に、それぞれ該当になります。

次に、地方債の元利償還金やこれに準ずる償還金の標準財政規模に対する比率をあらわす実質公債費比率についてですが、前年比0.4ポイント減の13.8%となり、早期健全化団体基準の25%を下回っているところです。また、一般会計、特別会計のほか企業会計、第三セクター、

一部事務組合を含めた地方債残高、債務負担行為など、将来的に支払う可能性のある負担額を指標化した将来負担比率については、前年比2.1ポイント増の138.7%になり、早期健全化団体基準である350%を下回っているところです。

なお、実質公債費比率が前年度より改善した要因については、元利償還金決算額が減少したことなどによるもので、将来負担比率が前年度より悪化した要因は、地方債現在高の増加などによるものです。

次に、報告第12号の資金不足比率の報告についてです。

28年度は、地方公営企業法が適用となる、水道事業会計及び病院事業会計については、流動負債から流動資産を差し引くなどして算定する資金不足は発生しておらず、その他の会計についても、収支均衡が図られたことから、比率は算定されていないところです。

この比率は、公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものですが、病院事業会計の場合、医業収益の20%に当たる約4億9,800万円を超す赤字が発生すると、経営健全化計画の策定が義務づけられるものです。

今後においても、各会計ともに効率的な行財政運営に努め、より健全性を保つよう取り組んでまいります。

以上、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項並びに第22条第1項の規定に基づく報告といたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） 御発言がなければ、以上で報告を終わることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） 御異議なしと認めます。

よって、報告第11号及び報告第12号は報告を終わることにいたします。

---

○議長（丹 正臣君） 次に、日程第4、報告第13号 継続費精算報告書についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） ただいま議題となりました報告第13号 平成28年度継続費精算報告書について、その内容を御説明申し上げます。

本報告は、平成26年度から3カ年の継続費として予算措置した環境センター整備事業の一般廃棄物最終処分場建設事業及びマテリアルリサイクル施設建設事業についてであり、当該事業が平成28年度で完了したことから、地方自治法施行令第145条第2項の規定に基づき、継続費精算報告書として議会に御報告申し上げます。（降壇）



○議長（丹 正臣君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） 御発言がなければ、以上で報告を終わることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） 御異議なしと認めます。

よって、報告第13号は報告を終わることにいたします。

---

○議長（丹 正臣君） 次に、日程第5、報告第14号 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価に関する報告についてを議題に供します。

教育長の説明を求めます。安川教育長。

○教育長（安川登志男君）（登壇） ただいま議題となりました報告第14号 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価に関する報告について御説明申し上げます。

本報告書につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、昨年度に実施しました教育委員会における事務の管理及び執行の状況について、みずから点検及び評価を行い、議会に提出するとともに、これを公表するものであります。

この点検及び評価に当たっては、教育委員会が教育行政の事務に関し、独立した執行権限を有する機関であるため、その執行状況をみずからチェックし、市民に公表する必要があるとの目的をもって定められたものであります。

このたび提出させていただきました報告書の点検及び評価の対象であります。平成28年度において、教育委員会が策定しました士別市教育推進の重点に盛り込んだ推進施策と主要事業をその対象としております。

評価方法については、個別の主要事業の目的、目標、内容に照らして期待する成果が得られたか、またその事業の必要性などについて、AからEまでの5段階で評価しているものです。

あわせて、教育委員会が行った点検及び評価の客観性を確保するため、士別市校長会、士別市社会教育委員の会議、士別市体育協会、士別市文化協会及び士別市PTA連合会から5人の方を教育行政評価委員として選任し、より広い視点から御意見をいただいたところであります。

今年度の点検評価対象は92事業であり、A評価が50事業、B評価が41事業となっておりますが、C評価は1事業で、昨年度より1事業減少しております。

事業の点検・評価に当たっては、事業の必要性、効率性及び有効性の観点から実施しておりますが、今後においても教育委員会の独自性に鑑み、積極的な事業展開を行い、よりよい教育の実現に努めてまいりたいと考えています。

以上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、御報告申し上げます。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。国忠議員。

○9番（国忠崇史君） 62ページ、社会教育課が行っている青少年相談事業について質問いたします。

私は、この青少年相談についてこの5年ほど断続的に取り上げているんですけれども、以前のを見たら、2013年、平成25年度なんですけれども、電話相談1件、メール相談2件と非常に少なかったんですね。実態を見てみると、生涯学習情報センターいぶきの2階などにポスターが張ってあって、この建物の中に青少年相談員がいますよと、気軽に連絡してくださいと言うんですけれども、誰が相談員かわからなくて、かつ告知も少ないということで、ある意味酷評していたんですが、3年ほど前から移動相談を行ったり、非常に積極的な姿勢をとっていただけていると思います。

評価もいつの間にかBからAに昇格したということで、めでたいなと思うんですが、昨年度について、この報告、電話相談が2件17回、面接相談11件14回、13件の相談者に対し計31回行った。また、学校での移動相談を2校で33回行ったということなんです。この相談の内容、立ち入った個人情報とかはあると思うので、余り詳しくは突っ込めないんですが、緊急のもの、例えばいろいろな家族やクラスメートから暴力を受けているとか、どこかすぐに警察だとか児童相談所だとかにつながなければならない暴力や虐待の話というのはこの中に出ていますか。

○議長（丹 正臣君） 武山社会教育課長。

○社会教育課長（武山鉄也君） お答えをいたします。

相談の内容につきましてでございますが、主なものとしては進路についての相談、また学校生活の中での部活動や学習面、勉強のこと、または友人関係となっております。

今、国忠議員からございました緊急的なもの、深刻的なものという事案については、こちらの青少年相談室のほうには寄せられておりません。

以上です。

○議長（丹 正臣君） 国忠議員。

○9番（国忠崇史君） 暴力や虐待の話というのは、どこかあった場合は、やはりどこかがキャッチして、すぐ関係機関につながなければならないと思いますので、今後とも相談体制を充実していただきたいと思います。

それで、ここに家庭児童相談員、心の相談員、適用指導教室相談員を対象に年8回の学習会及び研修会を開催し、情報の共有を図ったというふうにあります。

たまたま、きのう士別市子どもの権利推進講演会があって、旭川大学の清水冬樹先生が子供の居場所ということを非常に強調されていましたよね。人間やはりリラックスしている、相談しやすいというのは、例えば食事を食べながらリラックスしているときにぼろっと自分の本音が出るというふうにおっしゃっていたんですけれども、この相談員の中で、やはり子供の居場所づくりということについて、どういうふうな話題の共有がされているか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（丹 正臣君） 武山課長。

○社会教育課長（武山鉄也君） 子供の居場所づくりについて、この相談員学習会の中で議論された経過があるかという御質問であります。

この相談員学習会の議題としましては、その子供の居場所づくりについてお話しされたケースはございません。ただ、情報共有の中で、個別に子供さんから御相談の中で、例えばクラスの中に居場所がないとか、そういうような中での御相談を例えば受けていまして、その情報共有はさせていただいております。

繰り返しになりますが、この相談事業の中での学習会の中では、まとまった議論という形ではさせていただいた経過はございません。

以上です。

○議長（丹 正臣君） ほかに御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） 御発言がなければ、以上で報告を終わることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） 御異議なしと認めます。

よって、報告第14号は報告を終わることにいたします。

---

○議長（丹 正臣君） 次に、日程第6、議案第72号 士別市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。中峰総務部長。

○総務部長（中峰寿彰君）（登壇） ただいま議題となりました議案第72号 士別市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、その概要を御説明申し上げます。

これまで、本市非常勤職員の育児休業取得可能期間については、原則、該当する子供の1歳到達までとし、保育所に入所できないなどの事情がある場合は、1歳6カ月到達までの期間で延長を可能としています。

このような中で、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正され、1歳6カ月を超えても保育所に入所できないなどの事情がある場合は、2歳到達までの期間で延長が可能となったことから、本市条例においても所要の改正を行うものです。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（丹 正臣君） 次に、日程第7、議案第73号 士別市スキーリフト条例の一部を改正する条例についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。中峰総務部長。

○総務部長（中峰寿彰君）（登壇） ただいま議題となりました議案第73号 士別市スキーリフト条例の一部を改正する条例について、その概要を御説明申し上げます。

本改正は、士別市日向スキー場第一リフトの改修により、その機能や利便性の向上等に伴う市民負担の適正化の観点から、リフト使用料を改正するものです。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。渡辺議員。

○5番（渡辺英次君） ただいま御説明をいただきまして、スキーリフト条例の一部を改正するというので、今回は本年度実施されています第一リフトの更新に伴い、リフト料金が改正されたと、そういう内容かと思えます。

まず、確認をしたいのですが、その料金に関して、このスキーリフト条例では減免の措置については、どのように現在定められていますか。

○議長（丹 正臣君） 坂本スポーツ課長。

○スポーツ課長（坂本英樹君） お答えいたします。

減免の取り扱いにつきましては、市及び教育委員会が主催する、いわゆる学校事業等々については10割減免という規定が設けられているところでございます。

以上です。

○議長（丹 正臣君） 渡辺議員。

○5番（渡辺英次君） 各スキー場に限らずプールであるとかスポーツ施設は、市が運営管理しているところは多種ありますけれども、それぞれ、おのおの減免措置というのをとっております。例えばプールでいいますと、市内在住小・中学生においては減免ということで、実質無料で利用されております。

今回のスキー場のリフト利用料改定に当たって、スキー場に関してのそういった市内在住の小・中学生の減免措置について協議があったか、なかったかをお知らせいただきたいと思います。

○議長（丹 正臣君） 坂本課長。

○スポーツ課長（坂本英樹君） お答えいたします。

まず、現行の料金の改定の過去の経過でございますけれども、平成15年に見直しを行って以来、現行料金のまま変更なく据え置きという形になっております。この間、消費税の導入です

とか、昨年の全市的な使用料、手数料の見直しの際も、このリフトのかけかえがあるということで、改定の議論はされていなかったところでございます。

ただ、今回リニューアルオープンという形に向けて、スキー場にかかわりのある意見を聞く会という形でスキー連盟の方々等々の意見をいただきながら、改修に向けて議論を行ってきたところではございます。そのような中で、減免に対する議論があったかというような視点かと思われましても、現在、議員のお話のとおり、総合体育館、南郷プール等々を初め大半のスポーツ施設の小学生、中学生の施設使用料は10割減免という状況になっております。

一方、スキー場のリフト料金につきましては、鉄道事業法に基づく乗車料金という観点から施設使用料として区別して減免対象とはせず、今回の見直しの際も同じ観点であるということで、特に減免の議論がされていないところでございます。

以上です。

○議長（丹 正臣君） 渡辺議員。

○5番（渡辺英次君） いわゆる索道でしたか、リフトの関係ですね。その関係の法律だと思うんですけども、仮にそれがあつた上で、本市において条例で減免措置を定めることは可能なんですか。仮の話ですけども。

○議長（丹 正臣君） 坂本課長。

○スポーツ課長（坂本英樹君） 減免を行う部分は制定としては可能だと思います。

○議長（丹 正臣君） 渡辺議員。

○5番（渡辺英次君） 今御答弁いただいたように、プールとか例えば総合体育館のような施設と比べると、当然経費がすごく莫大にかかる施設なので、基本、受益者負担という部分では利用料金をいただくのが好ましいとは思いますが、当然、利用者の減少ということも考えますと、場合によっては10割とはいかずとも、若干市が負担するのでぜひ使ってくださいというスタンスをとることも、今後スキー場利用拡大という部分では一つの手法かなという気もしていますので、もし機会があれば、ぜひその辺の御検討をいただきたいと思っておりますけれども、どうでしょうか。

○議長（丹 正臣君） 村上部長。

○生涯学習部長（村上正俊君） お答えいたします。

子供たちの利用促進に向けましては、受益者負担の整合性ですとか、減免をすることによって近隣自治体との施設への影響ということも考えられる状況にあります。

ただ、今後におきましては、公共料金等の見直し等を行う方針でありますことから、その都度市全体の受益者負担として再度検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（丹 正臣君） ほかに御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(丹 正臣君) 御異議なしと認めます。

よって、議員第73号は原案のとおり可決されました。

---

○議長(丹 正臣君) 次に、日程第8、議案第74号 士別市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。田中保健福祉部長。

○保健福祉部長(田中寿幸君)(登壇) ただいま議題となりました議案第74号 士別市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準等に関する条例の一部を改正する条例について、その概要を御説明申し上げます。

子ども・子育て支援新制度に移行した保育所・幼稚園の特定教育・保育施設は、保護者から保育等の提供を求められた場合には、市が保護者に交付する支給認定証に基づき認定の内容を確認することになっていますが、本年3月31日に公布された特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令によって任意化されたことに伴い、施設は必要に応じて、保護者に対し支給認定証または利用者負担額決定通知書の提示を求め、認定の内容を確認することとなったことから、所要の改正を行うものであります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。(降壇)

○議長(丹 正臣君) 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(丹 正臣君) それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(丹 正臣君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

---

○議長(丹 正臣君) 次に、日程第9、議案第75号 士別市農畜産物加工体験交流工房条例の一部を改正する条例についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。井出経済部長。

○経済部長(井出俊博君)(登壇) ただいま議題となりました議案第75号 士別市農畜産物加工体験交流工房条例の一部を改正する条例について、その概要を御説明申し上げます。

士別市農畜産物加工体験交流工房の利用については、現在、2名以上のグループ単位と定めているところですが、市民の利用機会の拡大を図るべく1名での利用を可能とするため、所要

の改正を行うものです。

よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。 (降壇)

○議長(丹 正臣君) 質疑に入ります。

御発言ございませんか。大西議員。

○3番(大西 陽君) 工房の28年度の利用件数と、あわせて従来から1人で利用したいという希望が多く寄せられているのかどうか、この辺をお聞かせいただきたいと思います。

○議長(丹 正臣君) 藪中経済部次長。

○経済部次長(藪中晃宏君) お答えいたします。

28年度のの一むの利用実績におきましては、年間で延べですけれども753名の御利用がありました。1人利用の実績は条例上できませんのでありませんが、問い合わせとしては数件、1人で利用したいという問い合わせはございました。

以上です。

○議長(丹 正臣君) 大西議員。

○3番(大西 陽君) 余り1人利用で希望が少ないということなんですけれども、恐らく朝日の実習施設が1人で利用できるということで、私の考えでは、この整合性を図るのではないかという思いがします。

ただ、それぞれ建設した目的、考え方が違うわけですから、特に21年からでしたか、あの交流工房、名称が交流工房ですから、少なくとも複数で利用すべきだというふうに思います。それで、1人利用を受け付けないということになると、希望している方にいろいろ支障があるかもしれないので、例えば一定の制限、市長が認めたときにはその限りではないという項目を追加して、従来の2人以上のグループということで条例を整理したほうが、より使いやすいのではないかと考えていますけれども、この辺の考えはいかがでしょうか。

○議長(丹 正臣君) 井出部長。

○経済部長(井出俊博君) お答えします。

今お話のあったとおり、この交流工房を設置するに当たりましては、やはり交流するというような目的も一つございます。この2名にしたというような中身につきましては、やはりこの施設を使うに当たって、さまざまな器具とか用具を使うわけですけれども、そのときに、やはり事故等があった、けがをした場合の対応なども含めて2名というようなことにしております。

この部分の事故対応につきましては、この1名にした場合についても、指導員を必ずつけるというような形で、その中には必ず人が複数いるというような状況にしていくというような考え方のもとで、そういったところも含めて、1人にするによって、より市民の方々に理解をしていただけるような方法にしていきたいというふうに考えているところですが、やはり幅広く使えるような施設に私たちはしていきたいというふうに考え方でおりますので、御理解をいただきたいというふうに考えております。

○議長（丹 正臣君） 大西議員。

○3番（大西 陽君） 先ほど申し上げたとおり、交流工房ですから、本来の目的は複数の人がそこに行って、農産物の加工、あるいは畜産物の加工をする上で、そこで交流をするという大きな目的があるわけですね。これは1人でもいいよと開放をすると、その大きな目的が崩れるのではないかということですから、従来の2人以上のグループという条例はこれでしっかり置いて、1人だといろいろな想定できないことも起きるかもしれませんので、制限を加えるために、先ほど言った項目を追加して条例を整理したほうがいいのではないかという私の考えです。ですから、そういう意味で事故等もあろうかと思えますけれども、指導員が1人のときには必ずつくということになれば、これは当然経費もかかるわけですから、そういうことをもう少し検討すべきだというふうに思います。

○議長（丹 正臣君） 井出部長。

○経済部長（井出俊博君） お答えいたします。

この施設につきましては、士別農畜産物加工体験交流工房運営協議会というところに委託をしております。この件に関しましては、この協議会の中で十分協議をさせていただいているところです。

今、お話のあったとおり、1人で利用するということが特別な事情というか、先ほど市長の特別な要件というようなこともありましたけれども、1人で使うことが特別な事情というようなことではなくて、やはり幅広い市民の方々に使っていただくというようなことを大前提に、ここの部分を省いて、1人でも使えるような形にしていきたいというふうに考えておりますし、また、1人でこの目的でありました交流という部分ですけれども、その交流に関しては、交流工房の協議会のほうでも、やはり1人だけではなくて、この工房の中でも複数で使えるような形で、できるだけ日程調整をしながらというようなことも含めて協議をさせていただいておりますので、そういったような運営の中で進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（丹 正臣君） 大西議員。

○3番（大西 陽君） 部長の言われる特別な事情なんて言っていませんよ。市長が認めたときには、この限りでないという項目を追加すべきでないかということですから、勘違いして聞いておられるので、もう一回答弁いただきたいと思いますが。

○議長（丹 正臣君） 井出部長。

○経済部長（井出俊博君） お答えします。

特別な事情というのは、ちょっと私の表現が悪かったというふうに思います。今言われるようなことで、1人でも使えるようなということで考えているところです。

以上です。

○議長（丹 正臣君） ほかに御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）



○議長（丹 正臣君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（丹 正臣君） 次に、日程第10、議案第76号 士別市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第77号 士別市立病院診療費等徴収条例の一部を改正する条例について、以上2案件を一括議題に供します。

提案者の説明を求めます。加藤市立病院事務局長。

○市立病院事務局長（加藤浩美君）（登壇） ただいま議題となりました議案第76号 士別市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例及び議案第77号 士別市立病院診療費等徴収条例の一部を改正する条例について、関連がありますので一括してその概要を御説明申し上げます。

現在、市立病院では、在宅での療養を必要とする方に、訪問看護室において、訪問看護を中心とした医療介護サービスを行っています。これらのサービスを提供するためには、本来、介護事業者として都道府県に申請し、指定を受けることが必要ですが、医療機関はみなし指定という形で、自院の患者を対象にサービスを実施することが可能となっています。

今回の改正は、みなし指定のままでは制限のある当院以外の他の医療機関からの指示による訪問看護を行うことを可能とするため、病院新経営改革プランに基づき訪問看護ステーションを設置し、地域包括ケアシステムの充実を図り、あわせてサービス提供に伴う診療費等の徴収方法を定めるため、所要の改正を行い、平成30年1月1日から施行しようとするものであります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第76号及び議案第77号は原案のとおり可決されました。

ここで、昼食を含め午後1時30分まで休憩をいたします。

---

（午前11時41分休憩）

(午後 1時30分再開)

○議長（丹 正臣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11、議案第78号 北海道市町村職員退職手当組合理約の一部変更についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。中峰総務部長。

○総務部長（中峰寿彰君）（登壇） ただいま議題となりました議案第78号 北海道市町村職員退職手当組合理約の一部変更について、その概要を申し上げます。

本市が加入している北海道市町村職員退職手当組合において、西胆振消防組合が処理する事務の追加により本年6月1日付で西胆振行政事務組合に名称変更しました。

また、江差町ほか2町学校給食組合を構成する3町のうち、本年8月1日付で厚沢部町が脱退したことにより、江差町・上ノ国町学校給食組合に名称を変更したところです。

これらに伴い、北海道市町村職員退職手当組合理約の別表の一部に変更が生じるため、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

○議長（丹 正臣君） 次に、日程第12、議案第79号 平成29年度士別市一般会計補正予算（第7号）を議題に供します。

提案者の説明を求めます。相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） ただいま議題となりました議案第79号 平成29年度士別市一般会計補正予算（第7号）について御説明申し上げます。

本補正は、29年度の交付額が決定した普通交付税の減額補正や法令改正などに伴う各種システムの改修事業費、介護従事者の就労定着支援事業貸付金の追加など当面の予算措置を要するものについて所要の補正を行うもので、以下、その主な内容について、順次御説明申し上げます。

初めに、歳入予算の補正についてです。

7月上旬に算定が行われた今年度の普通交付税については、62億6,024万9,000円の交付決定

がなされ、結果として、予算減額に対し8,774万1,000円下回り、実質的な交付税額である臨時財政対策債についても、4,480万円を下回ることになったところであり、それぞれ減額補正するものです。

この要因としては、歳出特別枠である地域経済雇用対策費が前年度と比較して約9,200万円、43.7%減額となるなど、基準財政需要額が当初見込みを下回ったことによるものです。今後においては、地方財政計画の解釈や影響の度合いについても、一層注意深く分析することにより、交付税の当初予算時における見積もりの精度を更に高めるよう努めてまいります。

なお、減額分に対しては、前年度繰越金の振替によるものとし、1億4,315万4,000円追加計上した次第です。

次に、日向スキー場リフト使用料についてです。日向スキー場第一リフトのリニューアルに伴い、状況の変化に対応したリフト料金の見直しを実施したことから、増収見込み額として160万円を追加計上するものです。

そのほか、国・道支出金などについては、歳出予算計上の各事業に伴う特定財源として計上しました。

次に、歳出予算の補正についてです。

初めに、総務費についてです。

社会保障・税番号制度システム整備事業費では、マイナンバー制度に関連する関係法令等の改正に伴い、住民基本台帳システム等の改修を行うため、システム改修委託料として350万5,000円を追加計上しました。

次に、民生費です。

身体障害者援護一般行政経費では、障害者総合支援法の改正に伴い、障害者福祉システムの改修を行うため、システム改修委託料として172万8,000円を追加計上しました。

また、介護従事者新規就労定着支援事業費では、不足する介護従事者の確保と就労定着を図るため、研修修了者に対し、初任者研修及び実務者研修費用の一部について貸し付けしているところですが、当初の見込みを超える介護従事者が研修を受講している状況にあり、予算に不足が生じる見込みであることから、貸付金169万8,000円を追加計上しました。

重度心身障がい者医療費支給事務費では、北海道医療給付事業の改正に伴い、医療給付システムの改修委託料として10万8,000円を追加計上し、コスモス苑整備事業費では、非常用発電設備の基盤の経年劣化による故障に伴い、設備を再点検したところ、全面的な改修が必要であると判明したことから、改修工事費として990万円を計上したところです。

国民年金事務経費では、国民年金法に基づく関連様式の変更から、システム改修委託料として、52万8,000円を追加計上し、ひとり親家庭等医療費支給事務費及び乳幼児等医療費支給事務費では、北海道医療給付事業の改正に伴い医療給付システムの改修委託料として、それぞれ10万8,000円を追加計上しました。

未熟児養育医療給付事業費においては、当初予算を上回る申請者数が見込まれることに伴う

扶助費28万円、昨年度交付された国庫負担金の返還金が確定したことによる返還金8万9,000円、合わせて36万9,000円を追加計上しました。

商工費では、消費生活推進事業費について、北海道から補助の採択を受けたことから、財源振替を行うとともに、事業費9万円を追加計上しました。

土木費では、土別ライオンズクラブから、設立55周年記念として寄附を受けた50万円を活用し、来年度に予定している水郷公園のリニューアルオープンに合わせて、ペダル式ボート1艇を購入するため、備品購入費として91万円を追加計上しました。

教育費では、日向スキー場維持管理事業費において、日向スキー場リフト料金改定に伴う増収見込み額を財源振替したところです。なお、これらに要する財源としては、国・道支出金、使用料手数料などの特定財源のほか、前年度繰越金の一般財源をもって収支の均衡を図った次第です。

続いて、地方債の補正では、臨時財政対策債の額の確定に伴い借入限度額を変更し、一時借入金の補正では、近年、資金需要の増加により、年度末における一時的な資金不足が増える傾向にあることから、今後においても円滑な資金繰りを行うため、借入最高額に10億円を追加補正し、最高額を60億円に引き上げるものです。

以上、今回の補正の概要について御説明申し上げます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（丹 正臣君） 次に、日程第13、議案第80号 平成29年度士別市病院事業会計補正予算（第1号）を議題に供します。

提案者の説明を求めます。三好市立病院副院長。

○市立病院副院長（三好信之君）（登壇） ただいま議題となりました議案第80号 平成29年度士別市病院事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

市立病院では、近年、慢性期医療を中心とした高齢かつ長期の入院患者が増加傾向にあり、これに伴いそしゃく機能の低下や誤嚥リスク、更に食物アレルギーへの対応、更に終末期患者の食欲意欲に結びつくメニューなど患者の状態に応じ、これまで以上に幅広い食事の提供が求められています。

こうした中、士別市立病院における給食業務については、前年度の1月に指名競争入札で業者選定を行ってきたところですが、これらに対応可能な委託業者について、このたびプロポーザル方式による選定を実施するものとし、公募期間、企画提案期間を確保するため、今回所要の措置を講ずるものです。なお、契約期間については、委託業者の人材確保を考慮し、平成30年度から32年度までの3カ年とするものです。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（丹 正臣君） 次に、日程第14、報告第15号 総務産業常任委員会の所管事務調査の報告についてを議題に供します。

総務産業常任委員長の報告を求めます。井上久嗣委員長。

○総務産業常任委員長（井上久嗣君）（登壇） 総務産業常任委員会の所管事務調査について、概要を報告いたします。

去る7月28日に、経済部に関する3件の所管事務調査を行いました。

初めに、国営農地再編整備事業に関して調査を行いました。いよいよ面的整備が最終段階を迎えている本事業ですが、委員会室において、現在の進捗状況やICT農業への取り組み等の説明を受け、現地視察を行いました。

1件目の現地視察として、持続可能な農業への取り組み事例として、グローバルGAPを取得され、安心・安全な農業を推進している武徳地区の農家を伺い、直接生産者の声を聞かせていただきました。

2件目として、有害鳥獣等一時保管施設の視察を行いました。本施設は朝日地区にて本年度より供用が開始され、湧別町にある化製処理施設へ搬入するまでの一時保管施設として、順調に運営がされていました。

3件目として、上士別地区の国営農地再編整備事業の現地調査を行いました。大幅な生産コストダウンが期待される直播による水田とICTを活用した水田の水管理遠隔自動制御化する圃場水管理システムを視察いたしました。

本所管事務調査におきましては、本市で取り組まれている先進的農業の重要性を改めて認識するなど、有意義な調査となりました。

以上で総務産業常任委員会の所管事務調査の報告といたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 以上で総務産業常任委員会の所管事務調査の報告を終わることにいたします。

○議長（丹 正臣君） 次に、日程第15、報告第16号 文教厚生常任委員会の所管事務調査の報告についてを議題に供します。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。十河剛志委員長。

○文教厚生常任委員長（十河剛志君）（登壇） 文教厚生常任委員会の所管事務調査について概要を報告いたします。

9月12日、士別市議会委員会室において、スポーツ合宿の状況についてと、スポーツ施設の改修予算等について、文教厚生常任委員会8名が出席し、説明員として村上生涯学習部長を初め4名の職員が出席し、調査を行いました。

平成29年度のスポーツ合宿の状況については、平成27年度計画2万1,000人で2万961人、昨年度計画2万2,000人で2万1,886人、今年度については、年度途中のため正確な数字は出ていないが、計画2万3,000人で昨年度並みの合宿者数の見込みで、計画より少なくなる見込みだが、岩谷産業やNTN、台湾の師範大学など、新規招致団体、海外チーム招致などは、計画より増加した。

今後、新規の招致団体を受け入れるには、合宿時期が重なり、宿泊場所の確保など課題もあると説明を受けました。

スポーツ施設については、陸上競技場走路改修、日向スキー場第一リフト建設工事、総合体育館サブアリーナ改修などの予算額と工事の進捗状況の説明を受けた後、陸上競技場、日向スキー場第一リフト、総合体育館サブアリーナの現地視察を行いました。

委員からは、合宿に来なかった団体に対して、今後、調査・分析はどのようにするのか。また名寄などの近隣の合宿状況を調べて把握しては、日向スキー場の駐車場を整備する計画はあるのか。総合体育館にはバスケットのゴールがない。車椅子バスケットボールができるような環境整備をしてほしいなど、さまざまな意見や要望が出ました。

総合体育館サブアリーナを視察した際、ウエイトリフティングの日本ナショナルチームの合宿が行われており、200キロ以上のバーベルを持ち上げる姿を間近で見て、気迫や迫力のすごさに圧倒されました。

ウエイトリフティングの施設としては、日本でも指折りの練習施設であるので、更なるPRに努め、合宿者を増やし、合宿の聖地創造に向けた取り組みの推進を願うとともに、あわせて委員会としても調査、研究を行っていきたいと考えます。

以上、文教厚生常任委員会の所管事務調査の報告を終わります。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 以上で、文教厚生常任委員会の所管事務調査の報告を終わることにいたします。

---

○議長（丹 正臣君） 次に、日程第16、議案第81号 議員の派遣についてを議題に供します。

本案については、10月20日及び21日、東京都で開催されます土別ふるさと大使との意見交換会並びに東京土別ゆかりの会に議員4名を、10月21日及び22日、福島県川内村で開催されます川内ふる里まつりに議員2名を、10月28日、札幌市で開催されますさっぽろ市土別ふるさと会に議員10名を、11月5日、愛知県みよし市で開催されます産業フェスタみよし2017に議員2名を、それぞれ議案に記載のとおり派遣しようとするものであります。

本案については、提案者の説明を省略いたします。

質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（丹 正臣君） 次に、日程第17、選挙第1号 土別市選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選にすることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定をいたしました。

それでは、指名いたします。

選挙管理委員には、土別市西5条4丁目141番地22、神田英一さん、同じく朝日町中央4042番地、室園 隆さん、同じく多寄町38線西28番地、青山一弥さん、同じく上土別町16線南28番地、中島範子さん、以上の方を指名いたします。

補充員については、土別市東5条北8丁目8番地、大橋直幸さん、同じく多寄町35線西19番地、笹村多恵子さん、同じく朝日町中央3795番地、中原正廣さん、同じく温根別町南7線、泉

田良仁さん、以上の方を指名いたします。

なお、補充員の順序につきましては、ただいま指名の順序になることといたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名した方々を当選任と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(丹 正臣君) 御異議なしと認めます。

よって、選挙管理委員及び補充員には、ただいま指名した方が当選されました。

---

○議長(丹 正臣君) 次に、日程第18、議案第82号 士別市公平委員会委員の選任についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

○市長(牧野勇司君) (登壇) ただいま議題となりました議案第82号 士別市公平委員会委員の選任について御説明申し上げます。

本年10月13日をもって任期満了となる松井宏彦委員の後任として、稲井正二氏を委員に選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める次第です。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。(降壇)

○議長(丹 正臣君) 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(丹 正臣君) それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案に同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(丹 正臣君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第82号は原案同意といたします。

---

○議長(丹 正臣君) 次に、日程第19、議案第83号 士別市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

○市長(牧野勇司君) (登壇) ただいま議題となりました議案第83号 士別市固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

本年10月13日をもって任期満了となる佐藤 毅委員について、再度委員に選任いたしたく、また同日をもって任期満了となる得字 章委員、植西政勝委員の後任として、土岐浩二氏、川端猶一氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める次第です。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。(降壇)



○議長（丹 正臣君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案に同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第83号は原案同意と決定いたしました。

---

○議長（丹 正臣君） 次に、日程第20、議案第84号 士別市教育委員会委員の任命についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） ただいま議題となりました議案第84号 士別市教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

本年10月28日をもって任期満了となる五十嵐紀子委員について、再度委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める次第です。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案に同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第84号は原案同意と決定いたしました。

---

○議長（丹 正臣君） 次に、日程第21、議案第85号 士別市教育委員会教育長の任命についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） ただいま議題となりました議案第85号 士別市教育委員会教育長の任命について御説明申し上げます。

本年10月28日をもって任期満了となる安川登志男教育長の後任として、中峰寿彰氏を教育長に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める次第です。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案に同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第85号は原案同意と決定いたしました。

ただいま教育長に任命同意となりました中峰寿彰さんから御挨拶がございますので、御聴取願います。登壇の上、御挨拶をお願いいたします。中峰寿彰さん。

○中峰寿彰さん（登壇） お許しをいただきましたので、一言御挨拶をさせていただきます。

このたび3期目を迎えられました牧野市長の命を受け、ただいまは議会の御同意をいただきまして、教育長を拝命することになりました。まことに身に余る光栄と存じますとともに、その責務の大きさと重さを痛感しているところでございます。

もとより非常に学もなく、また才能もない中で直接的に教育行政に携わったこともない自分が、今回御勇退をされます安川教育長のその知識や経験、そういったものには全く足元にも及ばないということは十分承知をしておりますし、何が実際できるのだろうかということをお問している状況にあります。拝命した以上は全身全霊を掛け、最善を尽くしてまいりたいと、そのように思っています。

特に、新たな教育委員会制度の中での初めての教育長ということでもありますので、これまで以上に役割、そして責任が拡大し、あわせて学び続ける教育長ということが求められています。行政の究極の目的が人づくりであるというふうには、市長も常々おっしゃっております。子育て日本一とともに子育て日本一というものも目指していかなければならないと思っておりますし、また、誰もが生き生きと心豊かに生活していくためにも、スポーツや文化、そういった生涯学習活動の推進も、これは絶対的に必要だというふうには思っています。

そんな中で、まずはこれまでの経験で学んだことを生かしながら、みずからが学ぶということでスタートをさせていただきたいと、このように考えています。

いつ何時も誠心誠意、そして切磋琢磨していくことを信条に精進してまいりますので、皆様方の御指導御鞭撻を心からお願い申し上げます。まことに言葉足らずではありますが、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。（拍手）（降壇）

---

○議長（丹 正臣君） 次に、日程第22、議案第86号 士別市監査委員の選任についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） ただいま議題となりました議案第86号 士別市監査委員の選任について御説明申し上げます。

本年10月13日をもって任期満了となる吉田博行委員について、再度委員に選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める次第です。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案に同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第86号は原案同意と決定いたしました。

---

○議長（丹 正臣君） 次に、日程第23、議案第87号 士別市副市長の選任についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） ただいま議題となりました議案第87号 士別市副市長の選任について御説明申し上げます。

本年10月12日をもって任期満了となる相山佳則副市長について、再度副市長に選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求める次第です。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案に同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第87号は原案同意と決定いたしました。

それでは、ただいま選任同意となりました相山佳則さんから御挨拶がございますので、御聴取お願いいたします。登壇の上、御挨拶をお願いいたします。相山佳則さん。

○副市長（相山佳則君）（登壇） 一言お礼の御挨拶をさせていただきます。

このたび牧野市長より御推挙賜り、ただいまは議会の御同意をいただきまして、私が副市長として引き続き市政に参画する機会をいただきました。

まさに激動とも言える時代の中で、士別市発展のため市民が一丸となって、さまざまな課題に果敢に立ち向かうというこのときでありますので、私に課せられた責任は一層重いと、そう実感しているところであります。

このような中で、私は市長並びに市議会、そして市民の皆様の信頼と期待を裏切ることなく、誠心誠意職務に当たってまいり次第であります。どうぞ、皆様方におかれましては、これまで変わらない御指導御鞭撻をいただきますよう、切にお願いを申し上げます。

甚だ簡単で意を尽くしませんけれども、今後ともよろしく願いを申し上げまして、一言の御挨拶とさせていただきます。今後ともどうぞよろしく願いいたします。(拍手) (降壇)

---

○議長(丹 正臣君) 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により、明6日から23日までの18日間は休会といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(丹 正臣君) 御異議なしと認めます。

よって、明6日から23日までの18日間は休会と決定いたしました。

なお、24日は午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

(午後 2時11分散会)